

埼玉県踏切道改良協議会合同会議設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県踏切道改良協議会合同会議（以下「合同会議」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、埼玉県の踏切道及び地方踏切道改良協議会（以下「協議会」という。）の踏切道を対象に合同で協議することにより、法第4条に規定する地方踏切道改良計画の作成及び実施、法第14条に規定する地方踏切道災害時管理方法その他埼玉県内の踏切道における踏切対策を円滑に進めるために設置する。

(協議事項等)

第2条 合同会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議
- (2) 法第12条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- (3) 地方踏切道災害時管理方法の作成及び実施に関し必要な協議
- (4) 法第6条に規定する国踏切道改良計画の作成又は法第15条に規定する国踏切道災害時管理方法の決定に当たっての鉄道事業者からの意見聴取（ただし、(1)及び(3)の対象となる踏切道に係る鉄道事業者と当該国踏切道改良計画又は国踏切道災害時管理方法の対象となる踏切道に係る鉄道事業者が同一の場合に限る。）
- (5) [未指定の踏切道の場合]法第3条又は法第13条の規定による踏切道の指定に向けて必要な協議
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(合同会議の組織)

第3条 合同会議は、別表に掲げる協議会（以下「各協議会」という。）の踏切道及び別表に掲げる踏切道（以下「各踏切道」という。）を対象に、合同で会議を開催する。

- 2 合同会議に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 議長は、国土交通省関東地方整備局長とし、副議長は、国土交通省関東運輸局長とする。
- 4 議長及び副議長は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。
- 5 合同会議の議長及び副議長以外の構成員は、各協議会の構成員、各踏切道の鉄

道事業者及び道路管理者、埼玉県知事のほか、議長が必要と認める者とする。

(踏切道改良検討会)

第4条 合同会議は、未指定の緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）等に関して指定に向けた具体的検討を行うため埼玉県踏切道改良検討会を設置する。

2 踏切道改良検討会に係る規約は別に定める。

(合同会議の開催)

第5条 合同会議は、議長が自ら、各協議会の議長、又は各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者双方の求めに応じて招集する。

2 合同会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の実施に支障が生じると認められるものについては、議長の判断により、非公開で行うことができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 合同会議において、協議が調った事項については、合同会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 合同会議事務局は、関東地方整備局道路部地域道路課及び関東運輸局鉄道部計画課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、合同会議の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年2月16日から施行する。

別表 改良すべき踏切道関係

協議会名又は踏切道名	法指定年月日 ※空欄箇所は未指定	道路管理者	鉄道事業者
平方新道		さいたま市	東日本旅客鉄道
高崎線宮原三丁目踏切道 改良協議会	H29. 1. 27	さいたま市	東日本旅客鉄道
乗馬、野田線第4号踏切道 改良協議会	H29. 1. 27	さいたま市	東日本旅客鉄道、東武鉄道
中島		さいたま市	東日本旅客鉄道
東北本線盆栽踏切道 改良協議会	H29. 1. 27	さいたま市	東日本旅客鉄道
野田線第7号		さいたま市	東武鉄道
東北本線原市踏切道 改良協議会	H29. 1. 27	さいたま市	東日本旅客鉄道
東北本線末広踏切道 改良協議会	H29. 1. 27	さいたま市	東日本旅客鉄道
野田線第18号踏切道 改良協議会	H29. 1. 27	さいたま市	東武鉄道
野田線第28号		さいたま市	東武鉄道
野田線第29号踏切道 改良協議会	H29. 1. 27	さいたま市	東武鉄道
野田線第48号踏切道 改良協議会	H29. 1. 27	さいたま市	東武鉄道
野田線第55号の2踏切道 改良協議会	H29. 1. 27	さいたま市	東武鉄道
狭山市第17号		狭山市	西武鉄道
所沢街道／東上本線第154号		川越市	東日本旅客鉄道／東武鉄道
新宿／東上本線第152号		川越市	東日本旅客鉄道／東武鉄道
菅原／東上本線第153号		川越市	東日本旅客鉄道／東武鉄道
東上本線第146号	H30. 1. 19	川越市	東武鉄道
東上本線第156号		川越市	東武鉄道
東上本線第157号		川越市	東武鉄道
東上本線第158号		川越市	東武鉄道
東上本線第173号		埼玉県	東武鉄道
東上本線第180号		埼玉県	東武鉄道
南大塚第11号		川越市	西武鉄道
南大塚第13号		川越市	西武鉄道
南大塚第1号		川越市	西武鉄道
新寄居		熊谷市	東日本旅客鉄道
秋津第4号		所沢市	西武鉄道
秋津第5号	R4. 1. 21	所沢市	西武鉄道
所沢第10号		埼玉県	西武鉄道

所沢第3号		所沢市	西武鉄道
所沢第4号		所沢市	西武鉄道
所沢第7号		所沢市	西武鉄道
新所沢第1号		埼玉県	西武鉄道
新所沢第5号		埼玉県	西武鉄道
西所沢第1号		所沢市	西武鉄道
東村山第7号	H29. 1. 27	所沢市	西武鉄道
元加治第13号		飯能市	西武鉄道
伊勢崎線第207号		埼玉県	東武鉄道
第二深谷街道		本庄市	東日本旅客鉄道
第二本庄街道		本庄市	東日本旅客鉄道
秩父街道		本庄市	東日本旅客鉄道
東上本線第249号		東松山市	東武鉄道
東上本線第250号		埼玉県	東武鉄道
東上本線第253号	H29. 1. 27	東松山市	東武鉄道
伊勢崎線第103号の2	H29. 1. 27	春日部市	東武鉄道
伊勢崎線第107号	H29. 1. 27	埼玉県	東武鉄道
伊勢崎線第109号	H29. 1. 27	春日部市	東武鉄道
伊勢崎線第114号	H29. 1. 27	春日部市	東武鉄道
伊勢崎線第115号	H29. 1. 27	春日部市	東武鉄道
伊勢崎線第116号		春日部市	東武鉄道
伊勢崎線第117号		春日部市	東武鉄道
伊勢崎線第120号		春日部市	東武鉄道
伊勢崎線第124号	H29. 1. 27	埼玉県	東武鉄道
伊勢崎線第125号	H29. 1. 27	春日部市	東武鉄道
伊勢崎線第126号	H29. 1. 27	春日部市	東武鉄道
伊勢崎線第128号	H29. 1. 27	春日部市	東武鉄道
野田線第120号		埼玉県	東武鉄道
野田線第67号		春日部市	東武鉄道
野田線第83号		春日部市	東武鉄道
野田線第87号	H29. 1. 27	春日部市	東武鉄道
稲荷山公園第1号		狭山市	西武鉄道
狭山市第13号	H29. 1. 27	狭山市	西武鉄道
新所沢第11号		狭山市	西武鉄道
羽生街道		埼玉県	東日本旅客鉄道
第九川越街道		埼玉県	東日本旅客鉄道
第四中仙道		埼玉県	東日本旅客鉄道

満願寺		鴻巣市	東日本旅客鉄道
西田通り		深谷市	東日本旅客鉄道
第四寄居街道	R3. 4. 13	埼玉県	東日本旅客鉄道
第二中郷		深谷市	東日本旅客鉄道
久保		埼玉県	東日本旅客鉄道
第三川越街道		上尾市	東日本旅客鉄道
伊勢崎線第93号		越谷市	東武鉄道
伊勢崎線第96号		越谷市	東武鉄道
伊勢崎線第98号		越谷市	東武鉄道
入間市第2号	H29. 1. 27	入間市	西武鉄道
武蔵藤沢第2号		埼玉県	西武鉄道
仏子第4号		入間市	西武鉄道
東久留米第4号		新座市	西武鉄道
東久留米第5号		新座市	西武鉄道
第六川越街道		桶川市	東日本旅客鉄道
長久保		桶川市	東日本旅客鉄道
伊勢崎線第176号		久喜市	東武鉄道
幸手加須街道		久喜市	東日本旅客鉄道
鹿取		久喜市	東日本旅客鉄道
第三岩槻、伊勢崎線第173号		久喜市	東日本旅客鉄道、東武鉄道
石戸		北本市	東日本旅客鉄道
第七川越街道		北本市	東日本旅客鉄道
東上本線第109号		埼玉県	東武鉄道
東上本線第110号		富士見市	東武鉄道
東上本線第114号		富士見市	東武鉄道
東上本線第99号		富士見市	東武鉄道
東上本線第207号		埼玉県	東武鉄道
東上本線第214号		坂戸市	東武鉄道
東上本線第131号		ふじみ野市	東武鉄道
東上本線第135号		埼玉県	東武鉄道
二反五畝		白岡市	東日本旅客鉄道
野牛		埼玉県	東日本旅客鉄道
越生線第55号	H29. 1. 27	毛呂山町	東武鉄道
東上本線第311号	H29. 1. 27	小川町	東武鉄道
長瀨No.1		長瀨町	秩父鉄道
第一駒衣		美里町	東日本旅客鉄道
第二児玉街道	R4. 1. 21	上里町	東日本旅客鉄道

伊勢崎線第137号		宮代町	東武鉄道
伊勢崎線第142号		宮代町	東武鉄道
伊勢崎線第144号		宮代町	東武鉄道
伊勢崎線第146号		宮代町	東武鉄道
伊勢崎線第147号		宮代町	東武鉄道
伊勢崎線第163号	H29. 1. 27	埼玉県	東武鉄道
羽生No22	R3. 4. 13	羽生市	秩父鉄道
第一本庄街道	R3. 4. 13	埼玉県	東日本旅客鉄道
入間市第1号	R4. 1. 21	入間市	西武鉄道
石戸下	R4. 1. 21	北本市	東日本旅客鉄道
日光線第148号	H30. 1. 19	加須市	東武鉄道
東上本線第199号	H30. 1. 19	坂戸市	東武鉄道
野田線第85号	H31. 2. 8	春日部市	東武鉄道
野田線第86号	H31. 2. 8	春日部市	東武鉄道
野田線第88号	H31. 2. 8	春日部市	東武鉄道
野田線第89号	H31. 2. 8	埼玉県	東武鉄道
行田市No1		行田市	秩父鉄道

別表 災害時管理を定めるべき踏切道関係

協議会名又は踏切道名	法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
新所沢第1号	R3.6.30	埼玉県	西武鉄道（株）
東飯能第1号	R3.6.30	埼玉県	西武鉄道（株）
東飯能第4号	R3.6.30	埼玉県	西武鉄道（株）
入曽第1の1号	R3.6.30	埼玉県	西武鉄道（株）
武蔵藤沢第2号	R3.6.30	埼玉県	西武鉄道（株）